申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定（認定申請に併せて、建築確認の審査の申出をする場合）
根拠法令及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令第１条、第２条及び第３条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第８条 平成２１年２月２４日国土交通省告示第２０９号 新座市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 建築基準法第１８条
	基準（未設定の場合はその理由）	根拠法令及び関係条項による審査基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	総日数　３５日
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）